



# 対内直接投資等に関する 事前届出件数等について (令和4年度/2022年度版)

令和5年6月

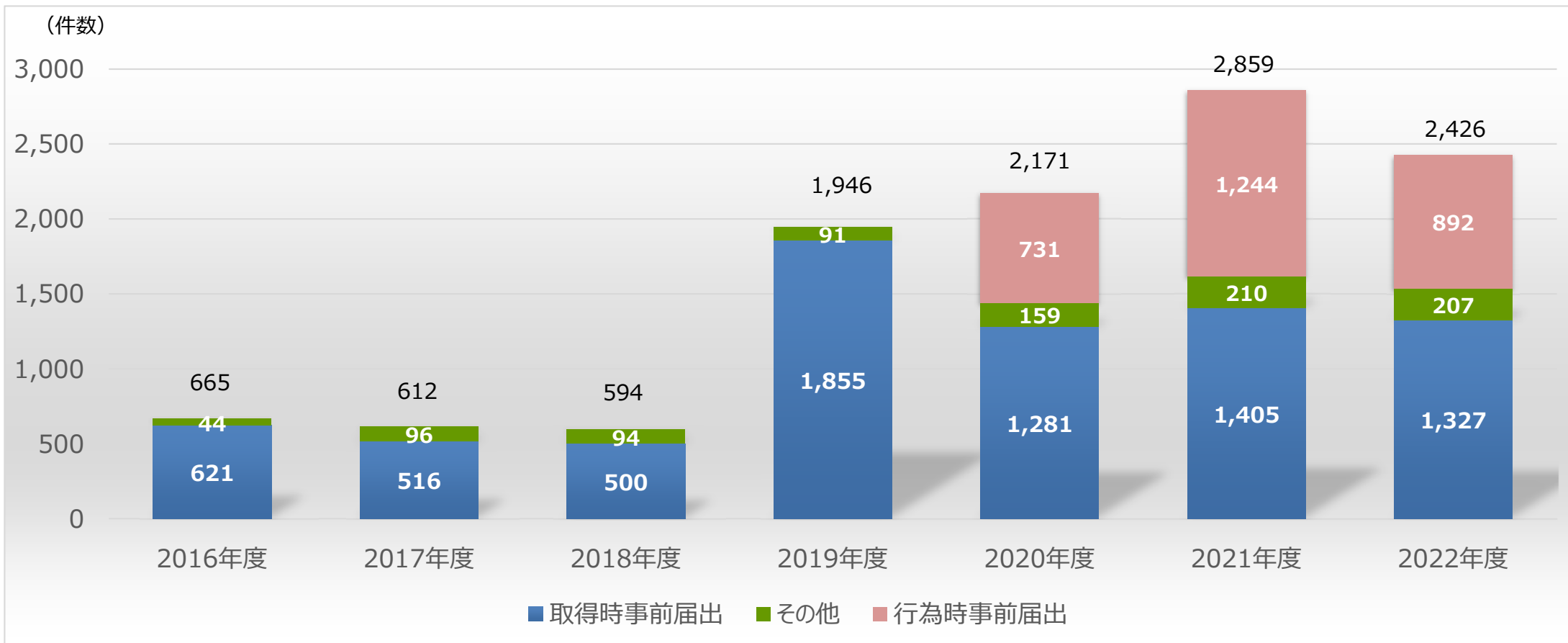
財務省国際局調査課投資企画審査室



# 事前届出件数の推移

- 外国為替及び外国貿易法（外為法）の改正（2020年6月完全適用）により、上場会社の株式取得に係る事前届出の閾値を引き下げる（10%→1%）とともに、役員への就任及び指定業種に属する事業の譲渡・廃止等に事前届出（行為時事前届出）を導入し、事前届出の対象を拡大。他方、事前届出免除制度を導入した。
- 2022年度の届出件数は以下の通り。

（注）2020年6月に改正外為法完全適用のため、2020年度以前との単純比較はできない。

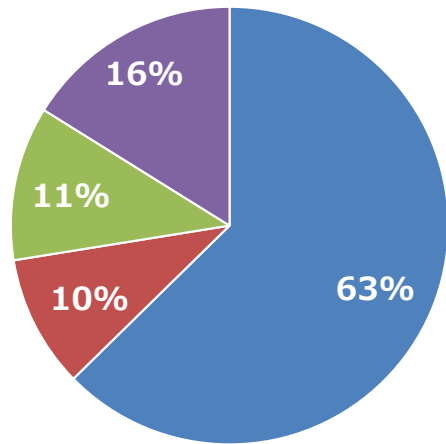


（注）「その他」は、事業目的の変更、金銭貸付、社債取得、株式譲渡、支店の設置、事業の承継、共同議決権行使等に係る届出。

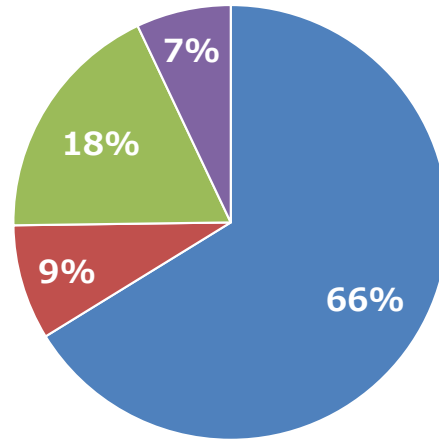
# 業種別の事前届出割合

- 2022年度も、2019年8月に指定業種に追加されたサイバーセキュリティ関連業種（情報処理サービス業、ソフトウェア業、集積回路製造業、半導体メモリメディア製造業等）が61%を占めている。

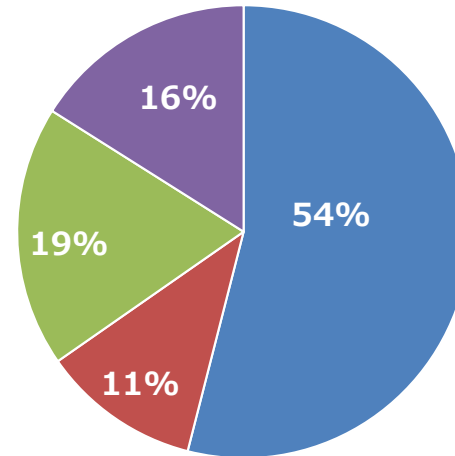
2019年度



2020年度



2021年度



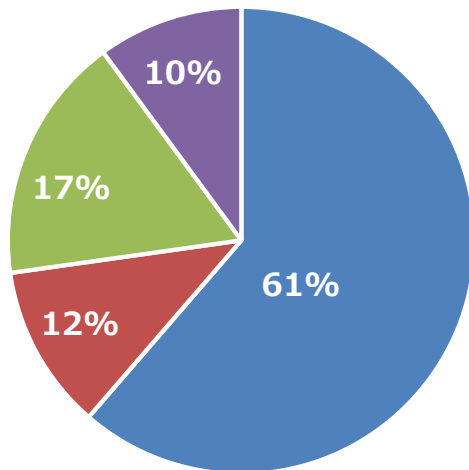
サイバーセキュリティ関連

武器・航空機・原子力・宇宙関連等

インフラ関連

その他

2022年度



(参考) 外為法上の指定業種の概要

- |                  |                    |
|------------------|--------------------|
| ➤ サイバーセキュリティ関連   | ➤ 石油業              |
| ➤ 武器             | ➤ 熱供給業             |
| ➤ 航空機            | ➤ 放送業              |
| ➤ 原子力            | ➤ 旅客運送             |
| ➤ 宇宙関連           | ➤ 警備業              |
| ➤ 軍事転用可能な汎用品の製造業 | ➤ 農林水産業            |
| ➤ 重要鉱物に係る金属鉱業等   | ➤ 皮革関連             |
| ➤ 特定離島港湾施設の建設業等  | ➤ 航空運輸             |
| ➤ 電力業            | ➤ 海運               |
| ➤ ガス業            | ➤ 感染症に対する医薬品に係る製造業 |
| ➤ 通信業            | ➤ 高度管理医療機器に係る製造業   |
| ➤ 上水道            |                    |
| ➤ 鉄道業            |                    |
- \*2021年11月に追加
- \*2020年7月に追加

(注) 2019年度は取得時事前届出の業種別内訳、2020年度以降は全ての事前届出の業種別内訳を示す。

# (参考) 業種別の事前届出件数

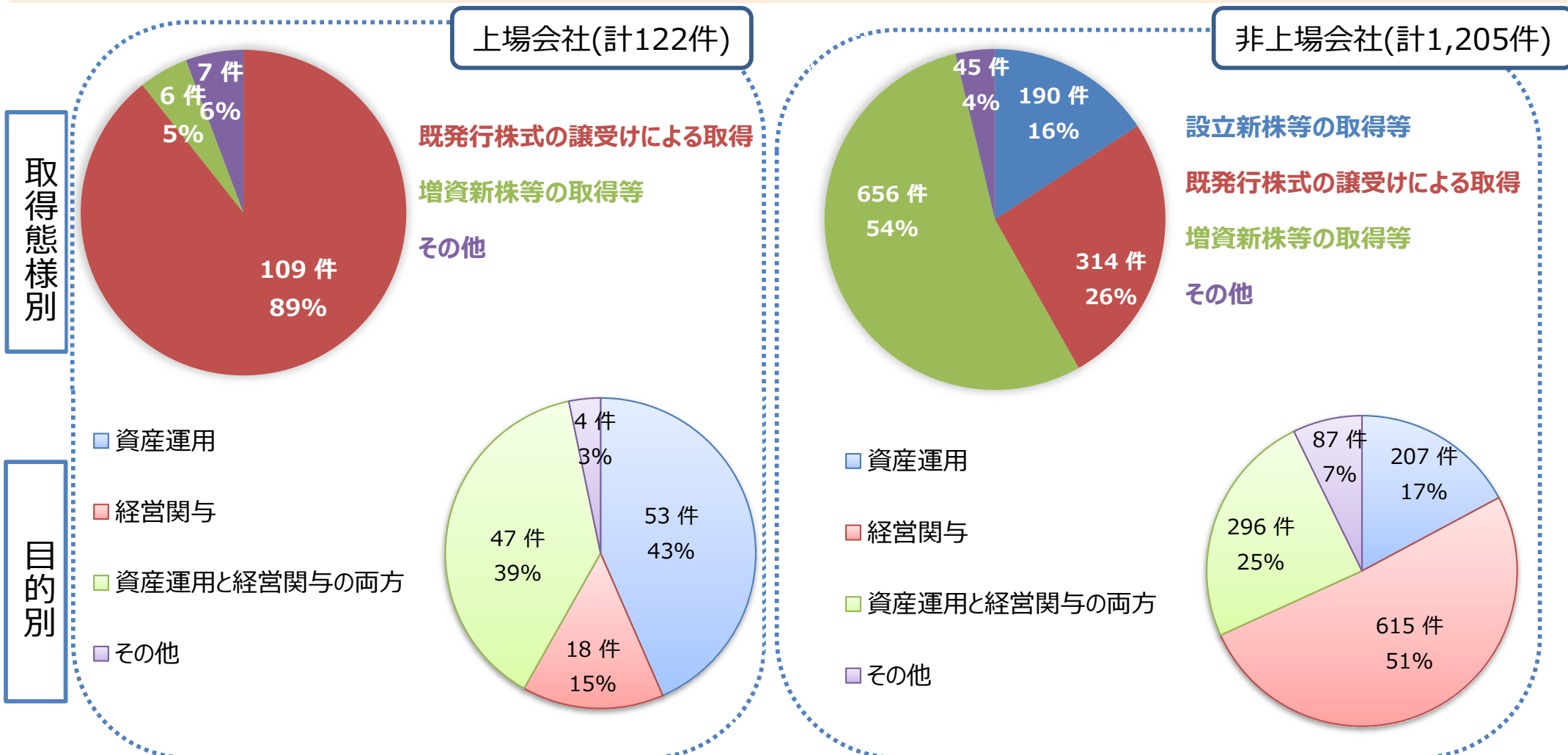
届出対象業種	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度				2022年度			
						株式取得	その他	行為時	合計	株式取得	その他	行為時	合計
武器等の製造業等 (軍事転用可能な汎用品等を含む)	149	171	233	188	165	196	10	134	340	121	9	103	233
航空機の製造業等	6	2	19	23	22	11	2	10	23	17	2	18	37
原子炉・核燃料物質等の製造業等	0	2	12	10	4	2	1	3	6	10	0	7	17
宇宙関連等の製造業等	2	3	15	16	16	25	1	9	35	17	0	10	27
サイバーセキュリティ関連業種	-	-	-	1,457	1,599	994	105	863	1,962	984	104	696	1,784
金属鉱物に係る金属鉱業等	-	-	-	-	-	4	0	0	4	4	0	0	4
特定離島港湾施設の建設業等	-	-	-	-	-	4	0	0	4	8	6	0	14
電力・ガス、熱供給事業	437	395	318	235	386	328	96	83	507	225	72	77	374
情報通信事業	17	18	14	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
放送事業	0	2	7	2	11	14	0	16	30	3	1	0	4
上水道業	2	5	3	6	3	2	0	0	2	3	0	2	5
鉄道業	1	1	3	2	1	3	1	4	8	26	9	1	36
旅客運送業	23	9	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	2
生物学的製剤製造業 (医薬品・医療機器を含む)	28	14	19	34	76	69	3	72	144	24	5	80	109
警備業	57	44	40	77	21	57	1	27	85	27	1	18	46
農林水産業	64	76	94	96	53	69	0	62	131	47	5	44	96
石油業	61	53	49	46	38	75	2	54	131	28	3	47	78
皮革製品製造業	35	31	10	29	2	0	0	4	4	5	0	5	10
航空運輸業	24	33	31	11	7	2	1	4	7	3	3	0	6
海運業	39	33	36	31	11	49	1	162	212	3	0	23	26
届出件数	665	612	594	1,946	2,171	1,405	210	1,244	2,859	1,327	207	892	2,426
業種別件数合計	945	892	903	2,263	2,415	1,904	224	1,507	3,635	1,557	220	1,131	2,908

(注1) 複数業種にまたがる届出については、それぞれの業種について延べ数で算出。

(注2) 2021年度以降については、「株式取得」は株式取得時事前届出件数、「その他」は事業目的の変更、金銭貸付、社債取得、株式譲渡、支店の設置、事業の承継、共同議決権行使等に係る届出件数、「行為時」は行為時事前届出件数を示す。

# 取得態様・目的別の取得時事前届出件数（2022年度）

- 上場会社122件に対し、非上場会社は1,205件となっており届出件数は非上場会社の方が多い。
- 上場会社に係る株式取得の態様は、市場での取得を含む既発行株式の譲受けによる取得が約9割であって最も多いのに対し、非上場会社は、増資新株等の取得等が最も多い。後者は、自ら設立した会社の増資やスタートアップ投資に伴う増資の引受け等が含まれていることがその理由。また、目的別の届出件数について、非上場会社に係る株式取得は、上場会社に比し、経営関与のみを目的とする届出の割合が高い。



(注1) 取得態様別の「その他」は、新株予約権の行使による取得、吸収分割の対価としての取得、自己株式の取得等。

(注2) 目的別の「その他」は、関係会社の設立又は資金調達の支援、国内会社との合併会社の設立等。

# 国籍別の取得時事前届出件数（2022年度）

- 株式取得は、日本を除けば、上場・非上場ともに米国と英領ケイマンが多い。
- 日本からの届出が多い理由は、外為法上、非居住者である個人又は外国法人に直接・間接に議決権を50%以上保有されている日本の会社が、外国投資家として取り扱われているため。

## 届出者の国籍別の取得時事前届出件数

	上場会社	非上場会社	合計
日本	49	343	392
米国	13	220	233
英領ケイマン	8	189	197
シンガポール	12	120	132
香港	2	38	40
英国	0	39	39
韓国	0	32	32
英領バージン	3	22	25
中国	0	24	24
カナダ	17	6	23
台湾	0	22	22
オランダ	0	20	20
フランス	1	19	20
ドイツ	1	18	19
サウジアラビア	9	6	15
インド	0	10	10
ベトナム	0	9	9
ルクセンブルク	0	8	8
英領バミューダ	0	8	8
スウェーデン	6	2	8
スイス	0	7	7
アイルランド	0	5	5
タイ	0	4	4
イスラエル	0	3	3
オーストラリア	0	2	2
その他	1	29	30
合計	122	1,205	1,327

### 届出者の国籍が「日本」の場合の最終親会社等の国籍別届出件数

	上場会社	非上場会社	合計
米国	9	114	123
日本	20	56	76
シンガポール	0	32	32
英領ケイマン	3	23	26
ルクセンブルク	0	21	21
香港	0	11	11
デンマーク	0	9	9
フランス	0	9	9
韓国	2	4	6
オランダ	1	4	5
アイルランド	2	3	5
スペイン	0	4	4
オーストラリア	0	3	3
中国	0	3	3
ドイツ	0	1	1
その他	2	24	26
該当なし	10	22	32
合計	49	343	392

### 届出者の国籍が「英領ケイマン」の場合の最終親会社等の国籍別届出件数

	上場会社	非上場会社	合計
日本	3	63	66
英領ケイマン	0	56	56
シンガポール	1	23	24
米国	0	15	15
香港	0	7	7
英国	0	3	3
中国	2	0	2
台湾	1	0	1
カナダ	1	0	1
該当なし	0	22	22
合計	8	189	197

- (注1) 届出者の国籍が「日本」で最終親会社等も「日本」になるのは、子会社が届出者で日本国内に親会社があり、その親会社の議決権について、複数の外国法人が合計で50%以上保有しているもの、単独で50%以上保有している外国法人がない場合等。
- (注2) 届出者の国籍が「日本」で最終親会社等が「該当なし」になるのは、届出者の議決権について、複数の外国法人が合計で50%以上保有しているもの、単独で50%以上保有している外国法人がない場合等。
- (注3) 届出者が非居住者個人である場合は当該個人の国籍により分類される。